

令和7年度版

# 農業者年金

—年金のしくみとメリット—



一般社団法人 長野県農業会議 / JA長野中央会

# 農業者年金ってどんな制度？

自分のために老後の年金を積み立てる公的な制度です。  
国の機関である独立行政法人農業者年金基金が運営しています。

## ① 積み立て

自分で決めた額を積み立てます。

月額保険料：

基本20,000円～67,000円

※35歳未満で、政策支援加入の対象と  
ならない方は10,000円～

## ② 運用管理

独立行政法人農業者  
年金基金が一元的に  
運用管理します。

・H14年度～R6年度  
の平均運用利回り  
2.89%

## ③ 受け取り

65歳から75歳未満  
で本人が請求。  
(60歳～64歳で繰上  
げして請求・受け取り  
も可能)  
終身年金。

積み立てている期間は、支払う税金の  
額を下げることができます (P8参照)。

## 農業者年金の加入要件 (加入できる方)

次の3つを満たす方が加入できます。農業者なら広く加入できます。

1

年間60日以上  
農業に  
従事する方

2

20歳以上  
60歳未満の方

さらに、60歳以上65歳未  
満の国民年金の任意加  
入者\*も加入できます。

3

国民年金の  
第1号被保険者

ご自身が第1号被保険者に該当  
するかについては、市役所・  
役場内の国民年金担当窓  
口で確認できます。

※国民年金の任意加入  
者とは、国民年金の保険  
料納付済み期間が480  
月に満たない方で、年金  
額の充実を目的として、  
国民年金に任意で加入し  
ている方をいいます。

+ プラス

国民年金の付加年金 (保険料：月額400円) の加入が必要です。

## こんな方が加入できます



農業経営者

配偶者



自営業と兼業農家

兼業農家  
もOK!



後継者とその配偶者



農業従事者  
農家のパート・アルバイトさん  
(第1号被保険者のみ)



農地が  
なくても  
OK!

農地の権利名義を持たない  
畜産農業者・施設園芸等農業者など

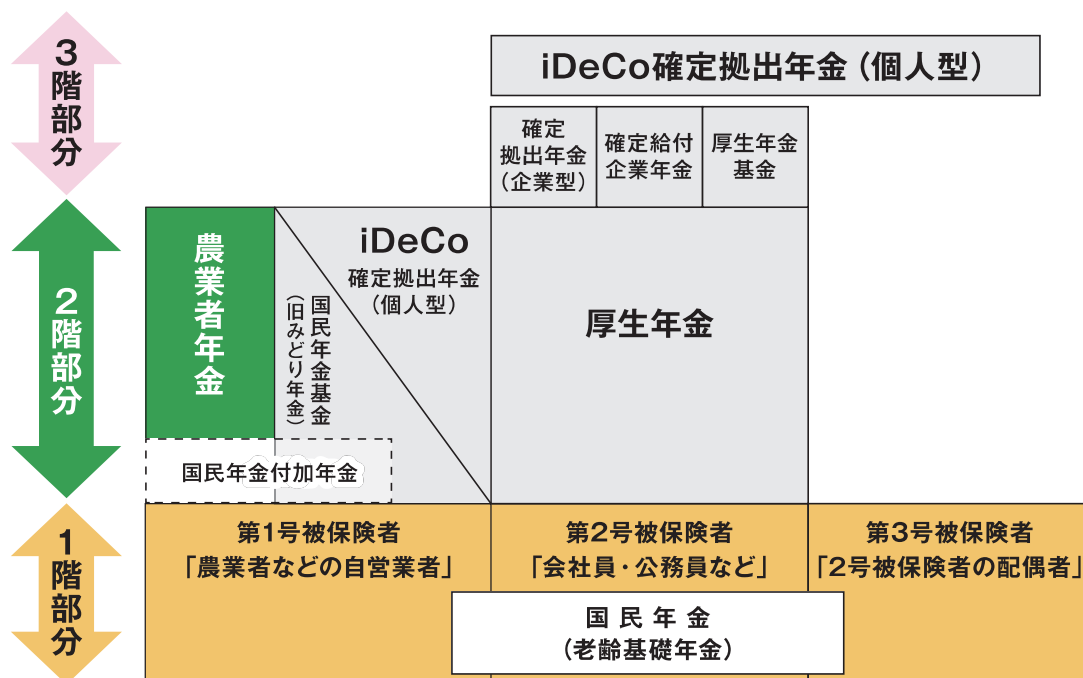
## 解説

### 日本の年金制度は3階建て!

農業者年金は、2階部分の年金です。

1階部分の国民年金と、2階部分の国民年金付加年金に加入いただいていることが、農業者年金の加入要件になっています。

なお、日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務になっています。

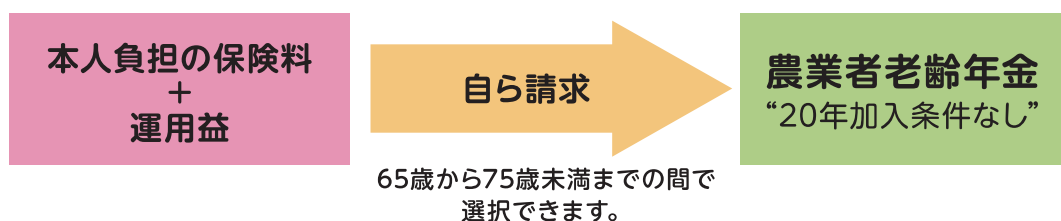


# 加入の種類

加入には、次の2つの種類があります。

## ① 通常加入

保険料を全額自己負担する加入（保険料の国庫補助を受けない加入）。  
月額保険料は20,000円～67,000円の間で、1,000円単位で自由選択。  
なお、35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額10,000円から加入できます。



## ② 政策支援加入

保険料の国庫補助を受ける加入。  
月額保険料は、本人負担分と補助分を合わせて20,000円（固定）となり変更できません。  
※増額したい場合は通常加入への変更をお願いします。  
なお、一定の要件を満たす農業者が対象になります。

### 《政策支援加入の要件》

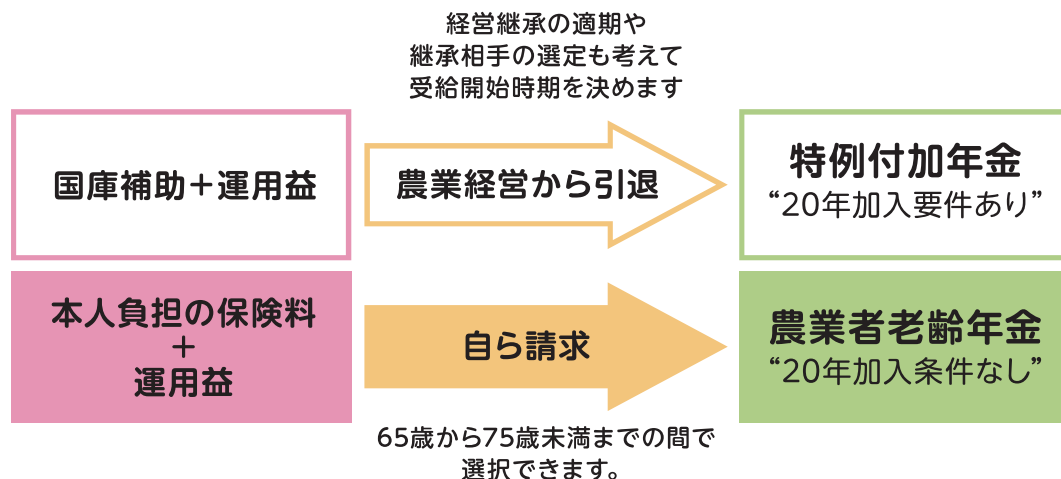
農業者年金の加入要件（1ページ参照）に加えて、次のア～ウのすべてを満たす必要があります。

ア 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること（39歳までに加入）。

イ 農業所得が900万円以下

（配偶者、後継者の場合は、支払いを受けた給料等が900万円以下）。

ウ 次の表（4ページ上段）の要件のいずれかに該当すること。



政策支援加入の対象者と補助額〔保険料は、本人負担分と補助分あわせて月額 20,000 円（固定）〕

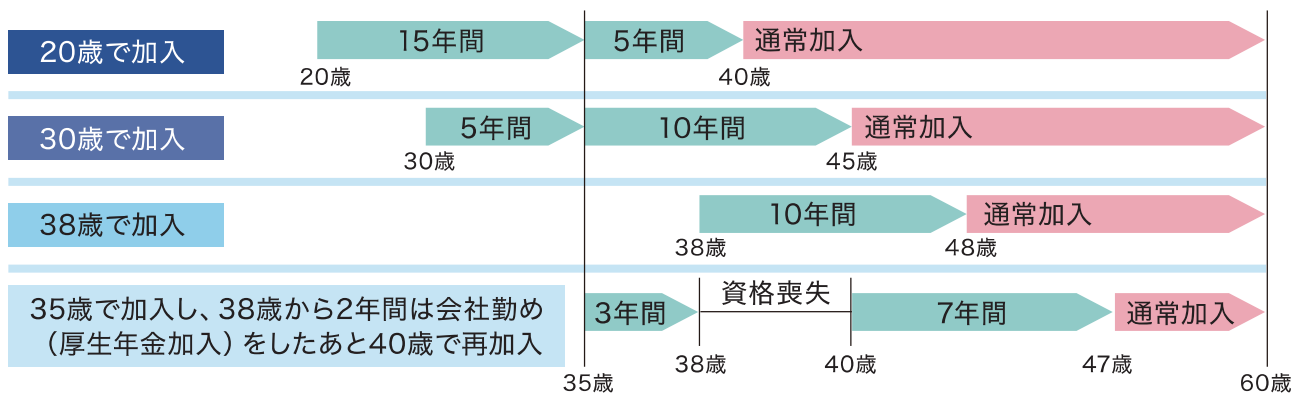
区分	必要な要件	保険料及び補助額			
		35歳未満		35歳以上	
		本人負担保険料	補助額	本人負担保険料	補助額
1	認定農業者かつ青色申告者	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
2	認定就農者かつ青色申告者	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000 円	6,000 円	16,000 円	4,000 円
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以上）に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000 円	6,000 円	—	

注1) 35歳未満で加入した場合は、35歳以上になると自動的に保険料額が、35歳以上の額に変更されますのでご注意ください。  
 注2) 区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分又は通常の保険料への変更が必要です。  
 注3) 区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上必要です。

《保険料の国庫補助が受けられる期間》

保険料の国庫補助が受けられる期間は、次のアとイの期間を通算して最長20年間となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は、通常の保険料になります。

- ア 35歳未満であれば、保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間。
- イ 35歳以上で支援を受けられる期間は10年以内。



**重要!**

《国庫補助分に係る年金を受給するにあたって》

将来、国庫補助分に係る年金を受給するには、農業経営から引退（経営継承）することが要件となっています。

また、経営継承後に、①農業経営の再開、②後継者に使用貸借により貸し付けた農地の返還、③農地所有適格法人の構成員となった場合などは、国庫補助分に係る年金は支給停止となりますので注意が必要です。

《自分が負担した部分の年金の受給方法》

65歳以上75歳未満の間に、年金を受給するための請求手続き（裁定請求）を、市役所・役場内の農業委員会事務局または、JAの金融窓口で行うことが必要となります。

# 将来いくらもらえるの?《受け取り見込額の試算》

## ●試算の前提

- ・平均運用利回りは、2.89% (平成14年度～令和6年度の運用実績の平均) で計算しています。
- ・年金額 (年額) は、65歳時点の額を表しています。
- ・受給総額は、男性では86.5歳、女性では92歳 (男女とも平均余命) まで年金を受給された場合の総額を表しており、さらに長生きされた場合は、これよりも多く受給されることになります。

## 農業者年金受給見込額の試算 (保険料月額20,000円で通常加入、運用利回り2.89%の場合)

(単位:円)

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	男性		女性	
			年金額 (年額)	受給総額	年金額 (年額)	受給総額
20歳	40年	9,600,000	927,200	19,934,800	808,300	21,824,100
21歳	39年	9,360,000	890,700	19,150,100	776,400	20,962,800
22歳	38年	9,120,000	855,000	18,382,500	745,400	20,125,800
23歳	37年	8,880,000	820,300	17,636,500	715,100	19,307,700
24歳	36年	8,640,000	786,500	16,909,800	685,600	18,511,200
25歳	35年	8,400,000	753,500	16,200,300	656,800	17,733,600
26歳	34年	8,160,000	721,300	15,508,000	628,800	16,977,600
27歳	33年	7,920,000	689,900	14,832,900	601,400	16,237,800
28歳	32年	7,680,000	659,400	14,177,100	574,800	15,519,600
29歳	31年	7,440,000	629,600	13,536,400	548,800	14,817,600
30歳	30年	7,200,000	600,600	12,912,900	523,500	14,134,500
31歳	29年	6,960,000	572,200	12,302,300	498,800	13,467,600
32歳	28年	6,720,000	544,700	11,711,100	474,800	12,819,600
33歳	27年	6,480,000	517,800	11,132,700	451,300	12,185,100
34歳	26年	6,240,000	491,500	10,567,300	428,500	11,569,500
35歳	25年	6,000,000	466,000	10,019,000	406,200	10,967,400
36歳	24年	5,760,000	441,100	9,483,700	384,500	10,381,500
37歳	23年	5,520,000	416,800	8,961,200	363,300	9,809,100
38歳	22年	5,280,000	393,100	8,451,700	342,700	9,252,900
39歳	21年	5,040,000	370,100	7,957,200	322,600	8,710,200
40歳	20年	4,800,000	347,600	7,473,400	303,000	8,181,000
41歳	19年	4,560,000	325,700	7,002,600	283,900	7,665,300
42歳	18年	4,320,000	304,300	6,542,500	265,300	7,163,100
43歳	17年	4,080,000	283,500	6,095,300	247,100	6,671,700
44歳	16年	3,840,000	263,200	5,658,800	229,400	6,193,800
45歳	15年	3,600,000	243,400	5,233,100	212,200	5,729,400
46歳	14年	3,360,000	224,100	4,818,200	195,300	5,273,100
47歳	13年	3,120,000	205,300	4,414,000	179,000	4,833,000
48歳	12年	2,880,000	187,000	4,020,500	163,000	4,401,000
49歳	11年	2,640,000	169,100	3,635,700	147,400	3,979,800
50歳	10年	2,400,000	151,700	3,261,600	132,200	3,569,400
51歳	9年	2,160,000	134,700	2,896,100	117,400	3,169,800
52歳	8年	1,920,000	118,200	2,541,300	103,000	2,781,000
53歳	7年	1,680,000	102,000	2,193,000	89,000	2,403,000
54歳	6年	1,440,000	86,300	1,855,500	75,300	2,033,100
55歳	5年	1,200,000	71,000	1,526,500	61,900	1,671,300
56歳	4年	960,000	56,100	1,206,200	48,900	1,320,300
57歳	3年	720,000	41,500	892,300	36,200	977,400
58歳	2年	480,000	27,300	587,000	23,800	642,600
59歳	1年	240,000	13,500	290,300	11,800	318,600

農業者年金受給見込額の試算（保険料月額 67,000円で通常加入、運用利回り2.89%の場合）

（単位：円）

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	男性		女性	
			年金額（年額）	受給総額	年金額（年額）	受給総額
20歳	40年	32,160,000	3,106,200	66,783,300	2,707,700	73,107,900
21歳	39年	31,356,000	2,983,800	64,151,700	2,601,000	70,227,000
22歳	38年	30,552,000	2,864,400	61,584,600	2,496,900	67,416,300
23歳	37年	29,748,000	2,748,100	59,084,200	2,395,500	64,678,500
24歳	36年	28,944,000	2,634,600	56,643,900	2,296,600	62,008,200
25歳	35年	28,140,000	2,524,100	54,268,200	2,200,300	59,408,100
26歳	34年	27,336,000	2,416,300	51,950,500	2,106,400	56,872,800
27歳	33年	26,532,000	2,311,300	49,693,000	2,014,800	54,399,600
28歳	32年	25,728,000	2,208,900	47,491,400	1,925,500	51,988,500
29歳	31年	24,924,000	2,109,100	45,345,700	1,838,600	49,642,200
30歳	30年	24,120,000	2,011,900	43,255,900	1,753,800	47,352,600
31歳	29年	23,316,000	1,917,000	41,215,500	1,671,100	45,119,700
32歳	28年	22,512,000	1,824,600	39,228,900	1,590,500	42,943,500
33歳	27年	21,708,000	1,734,500	37,291,800	1,512,000	40,824,000
34歳	26年	20,904,000	1,646,700	35,404,100	1,435,400	38,755,800
35歳	25年	20,100,000	1,561,100	33,563,700	1,360,800	36,741,600
36歳	24年	19,296,000	1,477,600	31,768,400	1,288,100	34,778,700
37歳	23年	18,492,000	1,396,300	30,020,500	1,217,200	32,864,400
38歳	22年	17,688,000	1,317,000	28,315,500	1,148,100	30,998,700
39歳	21年	16,884,000	1,239,700	26,653,600	1,080,700	29,178,900
40歳	20年	16,080,000	1,164,400	25,034,600	1,015,000	27,405,000
41歳	19年	15,276,000	1,091,000	23,456,500	951,000	25,677,000
42歳	18年	14,472,000	1,019,400	21,917,100	888,600	23,992,200
43歳	17年	13,668,000	949,600	20,416,400	827,800	22,350,600
44歳	16年	12,864,000	881,600	18,954,400	768,500	20,749,500
45歳	15年	12,060,000	815,300	17,529,000	710,700	19,188,900
46歳	14年	11,256,000	750,700	16,140,100	654,400	17,668,800
47歳	13年	10,452,000	687,700	14,785,600	599,500	16,186,500
48歳	12年	9,648,000	626,300	13,465,500	546,000	14,742,000
49歳	11年	8,844,000	566,500	12,179,800	493,800	13,332,600
50歳	10年	8,040,000	508,200	10,926,300	443,000	11,961,000
51歳	9年	7,236,000	451,300	9,703,000	393,400	10,621,800
52歳	8年	6,432,000	395,900	8,511,900	345,100	9,317,700
53歳	7年	5,628,000	341,900	7,350,900	298,000	8,046,000
54歳	6年	4,824,000	289,200	6,217,800	252,100	6,806,700
55歳	5年	4,020,000	237,900	5,114,900	207,300	5,597,100
56歳	4年	3,216,000	187,800	4,037,700	163,700	4,419,900
57歳	3年	2,412,000	139,100	2,990,700	121,200	3,272,400
58歳	2年	1,608,000	91,500	1,967,300	79,800	2,154,600
59歳	1年	804,000	45,200	971,800	39,400	1,063,800

保険料の納付は、「毎月納付」と「前納納付（翌年1年分を一括して納付すること）」が選べます。

# 農業者年金のメリット

## メリット1

支払った  
保険料は全額、  
社会保険料控除  
の対象になる  
(※解説参照)

## メリット2

終身年金  
(生涯年金を  
受け取ることが  
できる)

## メリット3

80歳前に  
亡くなられた場合は、  
遺族に死亡一時金がある  
(ご遺族が、市町村農業  
委員会事務局または  
JA金融窓口で  
手続き)

## メリット4

保険料の支払いが  
厳しくなった時は、  
いつでも  
月額保険料の  
見直し  
ができる

## メリット5

手数料が  
かからない  
(掛金納付時や、  
管理機関に納付する  
手数料など)

## メリット6

資産運用が  
マイナスになった場合でも、  
マイナス相当額を補填する  
仕組み(付利準備金)  
がある  
(65歳以上の  
裁定請求時のみ)

## メリット7

脱退も  
再加入も  
可能

## メリット8

運用益に対して  
税金が  
課されない

こんなにも!





## メリット1の解説

その年に支払った農業者年金の保険料は、  
全額、社会保険料控除の対象になる、とは？



試算例

その年の収入額800万円、かかった経費200万円の場合  
課税対象所得は、800万円-200万円=600万円となります。

### 農業者年金に未加入の場合

年間税額は、  
600万円×30.4%  
=1,824,000円……①

### 農業者年金に加入している場合 (保険料月額6万7千円、年額80万4千円の場合)

年間税額は、  
(600万円-80万4千円)×30.4%  
=1,579,584円……②

なんと!

年間節税額は、

① - ② = **244,416円** ← この額が手元に残る!

## 保険料支払額による節税効果の目安

課税対象所得	税率 (所得税 + 個人住民税 + 復興特別所得税)	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または 政策支援加入	通常加入	
		月額10,000円 (年額120,000円) の場合	月額20,000円 (年額240,000円) の場合	月額67,000円 (年額804,000円) の場合
195万円以下	15.1%	18,000円	36,000円	121,000円
195万円超330万円以下	20.2%	24,000円	48,000円	162,000円
330万円超695万円以下	30.4%	36,000円	73,000円	244,000円
695万円超900万円以下	33.5%	40,000円	80,000円	269,000円
900万円超1,800万円以下	43.7%	52,000円	104,000円	351,000円
1,800万円超4,000万円以下	50.8%	60,000円	121,000円	408,000円
4,000万円超	55.9%	67,000円	134,000円	449,000円

(注) 保険料支払後も適用される税率に変更がないものとして試算しています。100円単位は端数処理しています。

さらに、すごいのは、

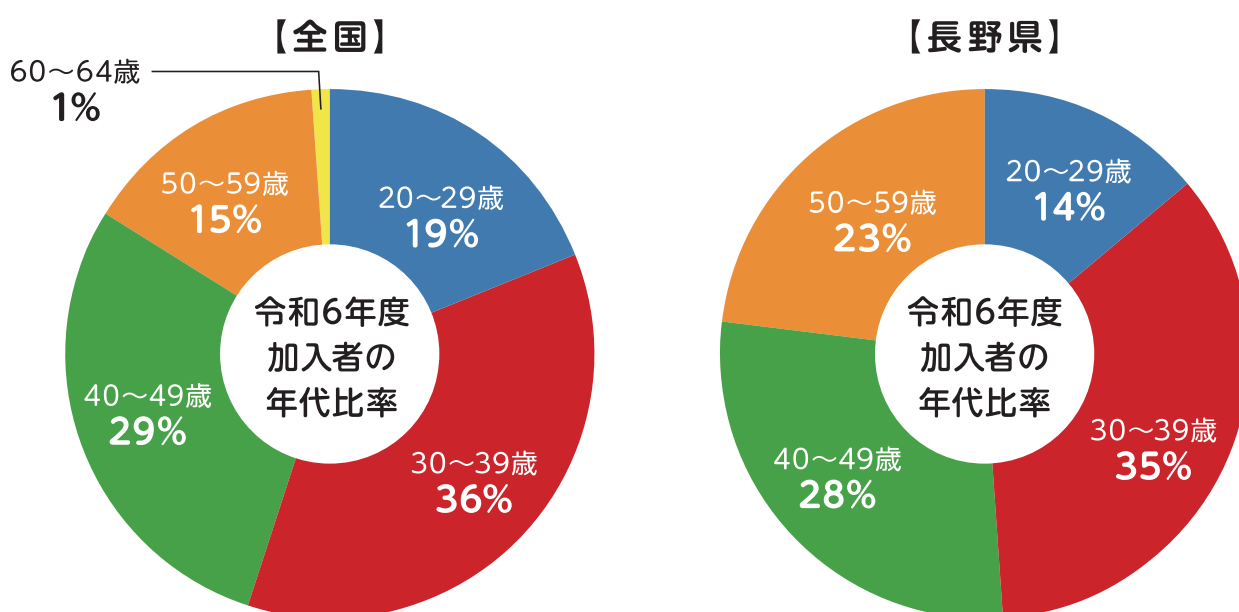
**経営主が、生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払ったときには、その合計額が、経営主の所得から控除できます。**

# 農業者年金と他の年金との比較

	農業者年金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	国民年金基金
年金は？	終身年金	5～20年の有期年金 (一部終身)	1口目：終身年金 2口目以降：終身年金か確定年金 (有期年金) から選択
運用は？	農業者年金基金が一元的に運用	加入者が運用商品を選択	国民年金基金が一元的に運用
積立が元本割れになったときは？	65歳以降の年金裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分相当額を補填する危険準備金 (付利準備金) の仕組みがある	元本割れした場合の措置なし	確定給付型の年金制度のため、元本割れない
脱退は？	本人の意思で任意脱退できる	任意脱退できない (農業者年金に加入するときは脱退できる)	任意脱退できない (農業者年金に加入するときは脱退できる)
保険料 (掛金) の国庫補助	政策支援加入者は、月額2万円の保険料について、最大月額1万円の国庫補助がある	国庫補助なし	国庫補助なし
節税メリットの保険料控除は？	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる (所得税法第74条)	その年に支払った保険料の全額が「小規模共済等掛金控除」の対象となる (本人の掛金のみ) (所得税法第75条)	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる (所得税法第74条)

## 農業者年金の加入状況

農業者年金の加入者は、平成14年度～令和6年度までの累計で、全国138,383人、うち長野県3,110人となっています。  
なお、加入者の年代比率は下図のとおりです。



# 農業者年金のデメリット

- ① 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。  
積み立てた保険料は、独立行政法人農業者年金基金が運用し、将来、年金として支払われます。なお、脱退後も、積み立てた保険料の運用状況が、毎年6月、基金からお知らせされます。
- ② 政策支援加入された方について、国庫補助分に係る死亡一時金はありません。
- ③ 同じ2階部分の年金であるiDeCo（イデコ）や国民年金基金との重複加入はできません。なお、NISA（ニーサ）との重複加入は可能です。
- ④ 自分で運用商品を決めることはできません。保険料の運用は基金が運用方針に従って行います。
- ⑤ 死亡一時金は、払い込んだ保険料の100%払い戻しを保証するものではありません。加入年齢や死亡年齢、それまでの運用益などによって、払い込んだ保険料を下回ることもあります。

# 農業者年金に加入するには

STEP1

## 農業者年金の加入を勧めた方に連絡

後日、農業委員会事務局又はJA金融窓口から詳細のお話をさせていただきます

STEP2

## 加入申込書の作成

農業委員会事務局又はJA金融窓口担当者が作成支援させていただきます

加入申込書の  
ダウンロード  
はこちら



STEP3

## JA金融窓口で手続き

手続きの際には、国民年金の基礎年金番号、JAの預金通帳と登録印が必要となります

STEP4

## 市役所・役場内の国民年金担当窓口で、「国民年金の付加年金」の加入手続き

(保険料：月額400円)





「農業者年金加入のすすめ」  
(動画10分間)



あなたの  
「年金額の試算」



## 農業者年金に関する相談・支援組織

### 「一般社団法人長野県農業会議」担い手・経営・年金部

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階

TEL:026-217-0291 / FAX:026-219-2953

E-mail:24keiei@nca.or.jp

※または、市役所・役場内の「農業委員会事務局」にお問い合わせください。



### 「JA長野中央会」営農支援部

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル4階

TEL:026-236-2019 / FAX:026-236-2008

※または、最寄りのJA金融窓口にご相談ください。

ご不明な場合は、当部までお問い合わせください。

